

定 款

株式会社オルトプラス

会社成立日 平成 22 年 5 月 6 日
定款最終変更日 2022 年 12 月 22 日

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社オルトプラスと称し、英文では、A l t P l u s I n c. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア及び周辺機器等の企画、開発、製造、販売、保守、賃貸及び輸出入
2. 各種コンテンツの企画、開発、販売、配信及び管理
3. 業務用遊技機器・キャラクター商品・玩具等の企画、開発、製造、販売及び輸出入
4. 情報通信・情報処理及び情報提供サービスに関する業務
5. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、賃貸、運用
6. マーケティングリサーチ及び広告宣伝に関する業務
7. 出版及び電子出版に関する業務
8. 知的財産権（著作権・商標権等）の実施、使用許諾、媒介、維持及び管理
9. 投資運用業等の金融商品取引業
10. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
11. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理等に関する不動産業
12. 古物品の売買、販売代行、仲介及び輸出入
13. 飲食店等の店舗の経営
14. 子会社及び関係会社に対する経営管理及び経営指導
15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
16. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理
17. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は40,000,000株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（基準日）

当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きそのほかの株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。
2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年9月30日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第18条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない

ことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

第20条（選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第22条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第23条（代表取締役の設置）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。
2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議の方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 27 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第 29 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任免除）

- 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。
- 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であった者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 32 条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

第 34 条（監査等委員会の招集通知）

- 監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 35 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 36 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録を持って作成し、出席した監査等委員である取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第 37 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

第 38 条 (会計監査人の設置)

当会社は会計監査人を置く。

第 39 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 40 条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 41 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 42 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までとする。

第 43 条 (剰余金の配当)

1. 当会社は、株主総会決議にて、毎年 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に剰余金を配当する。
2. 当会社は、前項に定める場合のほか、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第 44 条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

第45条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（付則）

第1条（監査役との責任限定契約に関する経過措置）

第13回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前定款第40条第1項の定めるところに準じ、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

第2条（電子提供措置等に関する経過措置）

1. 変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。

以上